○内閣府令第六十三号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十四条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年九月三十日

内閣総理大臣　菅　義偉

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（金融監督課の所掌事務） **第二十四条**　金融監督課は、次に掲げる事務（検査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 一　次に掲げる者の監督に関すること。 ［イ～ラ　略］ ム　認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三十一条第二項に規定する者をいう。） ［二・三　略］ （企画振興課の所掌事務） **第五十三条**　企画振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～五　略］ ［号を削る。］ （中小企業課の所掌事務） **第五十六条**　中小企業課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一・二　略］ 三　中小企業等経営強化法の施行に関すること（地域経済課の所掌に属するものを除く。）。 ［四～十　略］	（金融監督課の所掌事務） **第二十四条**　金融監督課は、次に掲げる事務（検査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 一　次に掲げる者の監督に関すること。 ［イ～ラ　同上］ ム　認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三十二条第二項に規定する者をいう。） ［二・三　同上］ （企画振興課の所掌事務） **第五十三条**　企画振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～五　同上］ 六　中小企業等経営強化法の施行に関すること（地域産業資源を活用して行う事業環境の整備に関することに限る。）。 （中小企業課の所掌事務） **第五十六条**　中小企業課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一・二　同上］ 三　中小企業等経営強化法の施行に関すること（企画振興課及び地域経済課の所掌に属するものを除く。）。 ［四～十　同上］
（建設産業・地方整備課の所掌事務） **第六十五条の二**　建設産業・地方整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～五　略］ ［号を削る。］ 六　［略］ 七　下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）に基づく研究開発・成果利用事業計画に関すること。 ［八～四十二　略］	（建設産業・地方整備課の所掌事務） **第六十五条の二**　建設産業・地方整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～五　同上］ 六　建設業者、測量業者、建設コンサルタント、地質調査業者、宅地建物取引業者、不動産特定共同事業者、小規模不動産特定共同事業者、マンション管理業者、住宅宿泊管理業者、賃貸住宅管理業者及び不動産鑑定業者の組織する中小企業等協同組合、協業組合及び商工組合に関すること。 六の二　［同上］ 七　下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画、異分野連携新事業分野開拓計画及び経営力向上計画、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）に基づく地域産業資源活用事業計画及び地域産業資源活用支援事業計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）に基づく研究開発・成果利用事業計画に関すること。 ［八～四十二　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和二年十月一日から施行する。